## 電子入札者心得

平成25年8月1日適用

桑名市では、入札手続きの透明性・公正性の確保と入札参加者の負担軽減、利便性の向上を図るため、平成22年10月1日以降の公告分からインターネットを利用した電子入札を導入しています。

この心得は、桑名市(上下水道部を含む。以下同じ。)が電子入札システムを使用して行う入札に参加しようとする者が守るべき事項について定めるものです。

### 1. 電子入札対象案件について

対象とする案件は、原則として、桑名市が事後審査型条件付一般競争入札又は指名競争入札で発注 する設計金額が50万円以上の建設工事、維持業務及び測量・建設コンサルタント等業務(以下「工事 等」という。)とします。

入札を電子により執行する場合は、公告又は指名通知書において「電子入札による入札」と表記します。

#### 2. 発注案件の公表について

発注にかかる公告は、桑名市ホームページの「入札・契約>電子入札>入札情報公開システム>発注情報検索」の画面で閲覧することができます。「入札・契約>入札公告」には過去の公告についての掲載のみとなりますのでご注意ください。

入札に参加しようとする者は、設計書、図面等の設計図書を確認のうえ入札してください。 また、発注の概要を建通新聞にも掲載します。

#### 3. 設計図書の取扱について

設計図書は、原則として「入札情報公開システム>発注情報検索」画面に掲載しますので、対象案件を検索後、閲覧してください。

設計図書(主に図面)の容量が入札情報公開システムへの掲載範囲を超える場合等は、公告又は指 名通知書において設計図書の取得方法を記載しますので確認してください。

## 4. 質問書の取扱について

設計図書に関する質問は、公告において示す期日までに、桑名市が定める様式で紙により持参又は ファックス・電子メールにより契約監理課へ提出してください。ファックス又は電子メールにより提 出する場合は、送信後に確認のため必ず電話で連絡をしてください。回答は、公告において示す日に 「桑名市情報公開システム>発注情報検索」画面において案件ごとに掲載しますので確認してください。

## 5. 入札方法について

電子入札による参加者は、当該入札にかかる公告又は指名通知書に示した入札書受付締切日時まで に電子入札システムにより入札書を提出してください。その際、入札金額等の入力を正確に行い、入 札書提出内容確認画面において入力内容、積算内訳書の添付等を確認してください。

なお、一度送信された入札書の入札金額は訂正することができませんので、注意してください。

また、入札書の入力に際し、電子くじ用の「くじ入力番号」欄に任意の3桁の数字を入力してください。

※ 入札書には、消費税及び地方消費税額を含まない金額を記載してください。

### 6. 積算内訳書の提出について

公告又は指名通知書において積算内訳書の提出を求めた場合は、公告の掲載画面に添付した指定様式の内訳書ファイルに内訳金額等を入力したものを一度パソコンに保存した後、電子入札システムの添付機能を利用して入札書提出時に添付してください。

#### 7. 入札の辞退について

事後審査型条件付一般競争入札及び指名競争入札において、入札書の提出後に入札を辞退する場合は、開札前までに電子入札システムより辞退届を提出し確認のため発注者へ必ず電話で連絡をしてください。

ただし、複数の入札に参加しようとする者で、落札候補者となった工事等を辞退せざるを得ないケースが想定される場合、入札日の前日までに「落札可能件数届出書」(様式は、公告に添付又は桑名市ホームページの「落札候補者・落札者の決定について」に掲載しています。)を紙により持参又はファックス・電子メールにより契約監理課へ提出してください。ファックス又は電子メールにより提出する場合は、送信後に確認のため必ず電話で連絡をしてください。落札可能件数届出書を提出した場合、電子入札システムによる辞退届の提出は不要となります。

なお、すでに提出された入札書及び積算内訳書の差し替え、取消し等はできませんので十分注意してください。

#### 8. 開札について

開札は、公告又は指名通知書に示す日時及び場所において電子入札システムにより行います。 同一案件において紙入札による入札参加者がある場合は、開札日時をもって当該封筒を開封し、電子入札システムに登録して開札を行うものとします。

落札(候補)者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちに電子くじによるくじ引きを行い、落札候補者(指名競争入札にあっては落札者)を決定します。

## 9. 開札の立ち会いについて

開札には、入札事務に関係のない職員が立ち会いを行います。

また、入札参加者は、開札の立ち会いを希望する場合は立ち会うことができるものとします。 立ち会いを希望する者は、開札日の前日(執務時間内)までに電話により契約監理課へ申込みを行ってください。

代表者以外の方が代理人として開札に立ち会っていただく場合は、立会人委任状を提出してください。

#### 10. 開札結果について

開札の結果については、以下のとおり連絡します。

事後審査型条件付一般競争入札による場合は、開札終了後、入札参加者全者に対し、落札候補者の

入札参加資格審査を行うため落札決定を保留する旨を記載した「保留通知書」を電子入札システムにより送付します。また、落札候補者に対しては、「落札候補者決定通知書」を電子入札システムにより送付し、入札参加資格確認資料の提出を求めます。

事後審査型条件付一般競争入札及び指名競争入札において落札決定になった場合は、入札参加全者に対し、落札業者名等を記載した「落札者決定通知書」を電子入札システムにより送付します。落札者は、契約作成に係る関係書類を契約監理課に受け取りに来てください。

なお、入札の結果については、契約監理課において入札結果の閲覧をするか、桑名市ホームページの「入札・契約>電子入札>入札情報公開システム」でご確認ください。落札候補段階での入札結果は「発注情報検索」の各案件の発注情報閲覧画面、落札決定時の入札結果は「入札・契約結果情報検索」の各案件の入札・見積結果情報閲覧画面をご覧ください。電話での問い合わせはご遠慮ください。「入札・契約>入札結果」には過去の入札結果についての掲載のみとなりますのでご注意ください。

## 11. 入札の無効について

電子入札を執行するにあたり、次の各号の一に該当するときは、入札を無効とします。

- (1) 入札参加資格要件を満たさない者又は入札指名通知書を受理しなかった者が入札したとき ただし、事後審査型条件付一般競争入札において、開札後に入札参加資格の審査を行った結果、 入札参加資格要件を満たさなかったときは、その入札を失格とします。
- (2) 入札者が同一事項の入札で2以上の入札をしたとき
- (3) 入札に際して連合等の不正行為があったとき
- (4) 記名又は押印に相当する電磁的記録がないとき
- (5) 入札金額の表示を改ざんした、又は訂正したとき
- (6) 入札書に指定された項目を入力せず、若しくは不要な項目を入力した、又は入力が不明確なとき
- (7) あらかじめ指定した日時までに入札書が到達しないとき
- (8) 積算内訳書を求めた場合に、積算内訳書が入札書に添付されていないとき
- (9) 入札金額が積算内訳書の合計金額と異なるとき
- (10) 不備のある積算内訳書を提出したとき
- (11) 電子証明書の不正な使用があったとき
- (12) 分割発注において、落札候補者となった者のその後の入札
- (13) 落札候補となった件数が、落札可能件数に達した者のその後の入札
- (14) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき

# 12. その他

電子入札案件における紙入札の取扱いについては、別に定めるものとします。